平成２４年（フ）第４号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼370番地３、前住所宮城県石巻市蛇田字新谷地前83番地の７
債務者　大泉　幸江
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第８号
宮城県石巻市沢田字平形４―16　石巻バイパス仮設住宅10―３、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字川尻３番地の21
債務者　木村　信子
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
滋賀県東近江市大森町2134番地、前住所滋賀県東近江市中小路町681番地１
債務者　関森　清貴
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１７７４号
京都市南区久世殿城町575番地の３　向陽グランドハイツ622号
債務者　竹田　素子
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８６号
京都市山科区大宅古海道町65番地５
債務者　進藤　憲二
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
京都市伏見区向島庚申町117番地
債務者　水谷　敏久
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
京都市右京区花園中御門町７番地30
債務者　池上ガラス店こと　池上　洋康
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１５号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目126番地　浜田パークハイツ505号
債務者　堀　　真由
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目９番32号　高田文化208号
債務者　梅木スミ子（旧姓尾曲）
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０３号
奈良県天理市中町31番地21
債務者　北丸希三栄
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
奈良市尼辻西町３番10―２号
債務者　村枝よし江
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１９９号
鳥取県鳥取市末広温泉町111番地　大幸ビル３Ｆ１号
債務者　寺田　　弘
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８号
広島県尾道市日比崎町17番38号
債務者　柏原　順子
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
愛媛県松山市和泉南１丁目７番33号　ネバーランド205号
債務者　橋本　由香
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５号
愛媛県松山市北斎院町1296番地２　津田ハイツ405号
債務者　姉川富久美
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
福岡県直方市大字感田472番地１
債務者　藤　由美子
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９号
福岡県宮若市長井鶴847番地25長井鶴県営住宅23号
債務者　川原　恒夫
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３８号
宮崎市吉村町曽師中甲3112番地
債務者　小野原五男
１　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　宮崎地方裁判所破産係